

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 41 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 4 年 6 月 16 日 午後 0 時 28 分 開会			
	令和 4 年 6 月 16 日 午後 0 時 59 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 4 年第 2 回安芸高田市議会定例会の運営について ①追加議案について (2) 地域懇談会について 2、その他 (1) 閉会中の継続調査事項について (2) 執行部の資料の配布方法について (3) 常任委員会提出資料の変更について (4) 今後のコロナウイルス感染者発生状況のメール配信について			

3、経過

【開会 0:28】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年 第2回安芸高田市議会定例会の運営について

①追加議案について

○熊高委員長 令和4年第2回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

追加議案について、事務局の説明を求める。

○毛利事務局長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○毛利事務局長 (議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長 ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

追加議案の取り扱いについて、お諮りする。

発議第5号は、委員会付託を省略し提案理由説明の後、質疑、討論、採決する。

議員派遣の件については、地域懇談会に係る議員派遣について採決を行うことに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 地域懇談会について

○熊高委員長 地域懇談会についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○藤井総務係長 (資料について説明)

○熊高委員長 意見はないか。

(なし)

お諮りする。地域懇談会については、資料を基本とし、最終的には20日全員協議会で最終決定することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2、その他

(1) 閉会中の継続調査事項について

○熊高委員長 その他の項に入る。

- 閉会中の継続調査事項についてを議題とする。
- 久城事務局次長 事務局に説明を求める。
(資料について説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
(なし)
- お諮りする。閉会中の継続調査事項については、別紙(案)のとおりとすることで異議はないか。
(異議なし)
- 異議なしと認め、そのように決し、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。

(2) 執行部の資料の配布方法について

- 熊高委員長 そのほかに皆さんからないか。
- 山根委員 マスタープランの資料について、ホームページにアップしているのでそちらを見ているだろうという執行部からの発言があったと思う。所管の委員が毎日ホームページを見ているわけではない。市のホームページを更新した場合は事務局のほうに情報提供してもらいたい。以前の市長は、資料のプリントアウトも丁寧にやっていたこともある。現時点でプリントアウトせずに資料を要約したものしか提出しないのであれば、資料の提出方法が違うのであればその説明がほしい。ないと、委員の皆の共通認識が出来ない可能性がある。そのあたり如何か。
- 熊高委員長 議会運営委員会でのどのように諮るかである。
意見はないか。
- 山本優委員 資料をホームページだけで全員が見るのは時間的に難しいと思う。よって、プリントアウトして議員全員に資料を渡せるような体制をとっていくのが良いと思う。
- 熊高委員長 議長何かないか。これまで不都合を山根委員言われたように、私も感じていた。
- 宍戸議長 事務局職員の関係もあるので、また局長と協議させていただく。
- 熊高委員長 皆さんよろしいか。
(よい)
- 議長が事務局と協議をした上で執行部と調整することを議会運営委員会としてお願いすることとしてよろしいか。
(よい)
- そのほかに皆さんからないか。
(なし)
- 暫時休憩する。
(資料を配布)

休憩 0:40

再開 0:41

(3) 常任委員会提出資料の変更について

- 熊高委員長 再開する。
事務局に資料の説明を求める。
- 毛利事務局長 先日、執行部から常任委員会の提出資料の変更について申し出があった。
現在報告資料として出している資料に加え、情報提供程度の資料については配布資料という形で説明を省略するもので、質疑は答えるとのことであった。
資料については従来どおり 3 日前には手元に届くこととするが、この配布資料については当日の説明が無しで質問を受けるとのことである。
イベントの開催通知など、読めば分かるようなものが配布資料で対応させていただきたいとのことであった。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 大下委員 配布資料について、これは委員会へ提出されるものと認識してよいか。
- 毛利事務局長 今までメールボックス等投げ込みしていたものが、タイミングが合えば委員会へ配布資料として提出し、質疑があれば受けるとのことであった。
- 大下委員 配布資料といっても、内容によっては確認しないとけないこともあると思う。質疑したら説明しないとけない。なぜ説明しないといいのかよく分からない。
- 毛利事務局長 数字を読むだけとか、開催日程度のものであれば、読んでもらえれば分かるということである。
- 山根委員 説明資料と配布資料は、常任委員会提出資料として出されたものに限るといふことか。
- 久城事務局次長 執行部から説明を受けた話では、委員会が開催されるタイミングが合ったものについて、委員会で資料として配布する。それ以外のものについては、今まで通りメールボックスにと聞いている。
- 山根委員 委員会に提出される配布資料は、日付と委員会名が記入され、配付物として出てくるものと捉えてよいか。
- 毛利事務局長 資料の中に、日付が入り説明資料との区分けがされ提出されると聞いている。
- 大下委員 実に分かりにくい。委員会へ出す必要がないならメールボックスへ入れてくれればよいのではないか。
- 久城事務局次長 説明によると、メールボックスへ入れた後に、当該資料について説明を要求されることがあると聞いている。それが対象になると聞いている。
- 熊高委員長 タイミングが合えば委員会で説明するというのも微妙である。

必要なら各委員が説明を要求し委員会を開催すればよいが、委員会で説明資料をどう扱うかというものを決めておかないと難しくなると思うが、各委員長どう思われるか。

○大下委員

案には、説明資料も配布資料も質疑がどちらも有になっている。質疑があるなら説明しないといけないのではないか。

○久城事務局次長

表を見れば分かるようなものについては配布だけで説明はしない。重要案件など報告しなければいけないものについては、説明資料として配布するとともに説明をすると聞いている。

○山本優委員

見れば分かるようなものというのは、誰が判断するのか。

なぜ説明資料と配布資料に分けて、説明無しにする根拠は何なのか。時間がもったいないということか。

○熊高委員長

山本委員言われるように、誰が、どの判断をするのかが明確ではない。

執行部が資料を出してきて、説明資料と配布資料と分けてきて、これは説明の可否はまず受け取る事務局が判断しないとけないと思う。執行部と協議して判断つかない場合は、委員長に取り扱いを委ねるといったようなルールが必要。執行部の判断だけでは一方通行である。その辺のルールを明確化してほしいと思うが、皆さんどう思われるか。

○山本優委員

委員長言われるように、説明資料と配布資料の相談をしていたら手間を取るばかりである。であれば最初から説明するつもりで説明資料として出せば誰も手間を取ることはない。またルールを決めるということになると手間を取るばかり。

○大下委員

委員会へ出す資料は、基本的に説明、質疑をするという方向でよいのでは。説明がないものを委員会へ持って出る必要ない。

○熊高委員長

委員会ということは、最終的には全議員に配布するということであるので、前段階で所掌する委員会で検討するながらで資料を出してくるのだから、そこでどう判断するかそこらを含め、流れをもう少し丁寧にしてほしいということ、もう一度執行部と調整し、議長の意見も聞きながら協議をしてほしいが、皆さんよろしいか。

(よい)

よって、この件は、案として出ているため、もう少し検討してもらおうということで事務局に戻すこととする。

(4) 今後のコロナウイルス感染者発生状況メール配信について

○熊高委員長

ほかにないか。

○毛利事務局長

現在、毎日コロナウイルス感染者発生状況のメール配信を事務局から行っているが、毎日のことで、市のホームページや県の広報等見れば分かるので、メールを受信するのが負担になっていると聞いたことがある。

これを継続して行うかどうかである。市のホームページのほか、市のラインを登録していたらそこからも通知が来ることになる。

○熊高委員長

市の情報提供のほか、事務局が直接議員のみなさんに直接情報を提供しているということである。今状況が少し落ち着いている中で、今後事務局からのメールが必要かどうかということを皆さんに諮りたいというものである。

○山本優委員

新聞でも見るし、必要ないと思う。毎日メールが来ても見れない時もある。

○久城事務局次長

このメール配信は、1月頃保育所などで急激に発生しはじめ、議員や執行部に周知しておいた方がよいということから始まった。それまでは本市ではほとんど無かったが、クラスターがあったので、注意喚起をするためということであったが、今現在、皆さんの理解が進み、人数が多くても市民が驚かれない状況になり落ち着いてきたし、数も安定してきたので、これらも考慮に入れて検討いただきたい。

○熊高委員長

情報を得ようと思えばホームページがある。議会独自の情報提供は現時点では必要ないのではとの意見である。特に休日職員は休みであるが、このメールのために特別に作業する必要がある。

○児玉副委員長

以前は異常であったことが今は平常になったみたいな感覚になっているけれども、学級閉鎖など特別な場合の基準を決めておいて、その時だけは発信するというような条件を設けたらと思う。次のステップではないかと思う。

○熊高委員長

基準を執行部と協議しながら決めてもらい、通常であればホームページで確認をしてもらう。特別の場合は判断基準をつくってもらい、それを20日の全員協議会までに一定の案を作ってもらい報告するという方向でよろしいか。

(よい)

そのほかに皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 0:59】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長